

令和2年度新居浜市教育委員会取組方針

新居浜市教育委員会

はじめに

令和の時代が始まりました。万葉集に由来するこの新しい元号はいかにも新時代の幕開けにふさわしく、清々しく心地よい響きを感じます。

現在、新型コロナウィルスの感染拡大により、世界中に大きな社会不安が広がっております。しかし一方、2020東京オリンピック・パラリンピック大会開催の足音が着実に近づいていることも事実であります。困難な事態に直面している今、私たち人類はワンチームとなり、正しい知恵と行動力で力強く前進してまいりましょう。

令和3年度からスタートする「第六次新居浜市長期総合計画」には、国連が提唱する国際目標 SDGsの17項目が位置付けられる予定です。新居浜市でも少子高齢化が急速に進んでいます。子育てがしやすく、だれもが暮らしやすい新居浜市とするためには、SDGsの17項目を生活の様々な場面で意識して行動することが大切でしょう。

“Think Globally, Act Locally.” 「地球規模で考え、足元で行動する」

令和2年度から、教育委員会事務局に新しく「人権教育課」が加わります。人権尊重の文化は市民の幸せの基盤であり、「だれ一人取り残さない」という SDGsのメッセージは、まさに人権教育課が目指す方向そのものです。

今回、令和2年度における新居浜市が目指す教育の方向性や重点的に取り組む事項を示す具体的な指針として、「新居浜市教育委員会取組方針」を定めました。

この取組方針をすべての関係者が共有し、思いを一つにして取組を進めることで、新居浜市の子どもたちから高齢者まで、すべての市民が幸せを実感できる教育文化の創造を目指すものとします。

社会教育課

第1 最重要課題

地域、家庭及び学校との協働を育み、次世代へ継承される社会の実現

第2 重点事項(取組方針)

1 誰もが学べる環境づくりの推進

(1) 生涯学習機会の内容充実

- ア 生涯学習大学及び高齢者生きがい創造学園の講座の充実
- イ 公民館事業の充実と市民サークル活動への支援

(2) 生涯学習関連施設・機能の充実

- ア アセット・マネジメントに基づく公民館施設環境整備事業の推進
- イ 生涯学習センターの機能向上
- ウ 高齢者生きがい創造学園の機能維持と今後のあり方検討
- エ 別子ハイツ自然学習館の機能維持

(3) 高等教育機関との連携充実

- ア 生涯学習大学講座に係る愛媛大学、松山大学及び新居浜工業高等専門学校との連携維持
- イ 愛媛県総合科学博物館の学芸員などとの連携強化

2 住民主体の地域づくりの推進

(1) 地域課題を解決する住民活動の推進

- ア 地域教育力向上プロジェクト推進事業への取り組み
- イ 関係各課等と連携した防災、子育て支援、健康増進、環境講座等の開催

(2) 地域を担う人材の育成

- ア 地域のまちづくり活動を支える地域自主組織の結成・維持・強化
- イ 学校運営協議会や地域学校協働本部との連携による地域学校協働活動を通じた、地域づくりを担う人材の育成と技能継承
- ウ 公民館・交流センター職員の研修機会の充実

(3) 郷土愛を育むための活動の推進

- ア 地域団体（まちづくり推進委員会や社会体育振興会、老人会、婦人会など）と連携した郷土愛を醸成する取り組み

3 社会全体で子どもを育てる体制づくりの推進

(1) 子育て世代に対する家庭教育の充実

- ア 公民館・交流センターで取り組む三世代交流事業や家庭教育講座、乳幼児期家庭づくり講座などの事業を通じた家庭教育力の向上
- (2) 学社融合の推進
 - ア コミュニティ・スクール活動を支援しながら、地域と家庭、学校との絆の強化
 - イ コミュニティ・スクール活動を通じての地域住民の社会教育活動への参画と住民交流の促進
 - ウ 中学生・高校生と連携した事業の企画・運営への取り組み推進
- (3) 青少年健全育成の推進
 - ア 子どもの居場所づくりへの取り組み
 - イ 青少年健全育成・啓発活動の推進
 - ウ 青少年センターを核とした相談活動の充実
 - エ 少年補導委員による街頭補導活動の継続

4 近代化産業遺産の保存・活用の充実

- (1) 多喜浜塩田文化の保存・継承
 - ア 多喜浜のまち全体が塩の博物館事業への支援
 - イ ソルティ多喜浜・塩の学習館を活用した学習活動支援

5 今後の公民館のあり方等についての調査・研究

- (1) 今後の公民館のあり方についての検討
 - ア 社会教育委員会議等での検討
- (2) 新たな地域運営組織設立等に向けての調査・研究
 - ア 市長事務部局との協働による社会教育事業と地域コミュニティ事業との融合など、新たな地域運営組織設立に向けての調査・研究

学校教育課

第1 最重要課題

子どもたちの豊かな学びを支える教育の充実

第2 重点事項(取組方針) ~「チームとしての学校」の機能強化~

1 「持続可能な社会」の担い手育成に向けた地域とともに育つ学校づくり

(1) 地域とともに育つ学校づくりの推進

市内の全小・中学校にコミュニティ・スクールを導入しており、地域と学校が公式のパートナーとして、ともに子どもたちを育て、ともにつくる「地域とともに育つ学校づくり」を推進する。

- ア コミュニティ・スクール推進事業
- イ コミュニティ・スクールに係る研修等の実施
- ウ 地域学校協働本部事業
- エ 別子中学校学び創生事業

(2) 学校・地域の特色を生かした教育活動の展開

市内の全小・中学校がユネスコスクールに認定されており、ユネスコスクールとしてESDの視点に立った特色ある学校づくりに取り組むとともに、持続可能な社会の担い手を育てるため、学校と地域が連携して自主的に創意工夫を凝らした教育活動を展開する。また、それらの教育活動がどのSDGs(持続可能な開発目標)達成に向けたものなのかを明確にすることで、より深化した学びとなるよう努める。

- ア ふるさと学習の充実【ふるさと学習奨励賞】【新居浜ものしおり検定】
- イ 国際理解教育の充実【中学生海外派遣事業】
- ウ 環境教育の充実【学校環境教育支援活動事業】
- エ 海洋教育の推進【海洋教育推進事業】

(3) 放課後における子どもの居場所づくりと子どもたちの健全育成の推進

放課後における子どもの居場所づくりとともに、子どもたちの健全育成に取り組むため、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、放課後まなび塾の一体的な運営の推進を図る。

- ア 放課後児童クラブ運営事業
- イ 放課後子ども教室、放課後まなび塾の充実
- ウ 放課後児童クラブ、放課後子ども教室、放課後まなび塾を連携して実施

工 長期休業中の放課後まなび塾の実施

2 互いの人権を尊重し、一人一人が支え合い、認め合う人間関係づくり

不登校やいじめによる学校や社会への適応が難しい児童生徒の学校復帰と社会的自立を目指し、学校、家庭、地域と関係機関及び専門家との連携を進めながら、チームとして支援に取り組む。また、学校における学級経営改善を図るとともに、いじめ・不登校の未然防止と早期対応を強化する。

- (1) いじめ・不登校対策の推進
- (2) 差別解消に主体的に取り組む児童生徒の育成
- (3) 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めながら、ともに生きていこうとする実践的な態度の育成
- (4) 「勇気づけの声掛け（ボイスシャワー）」「人のことを大切にして聞く」の実践

3 生きる力を育む教育の推進

確かな学力の定着と向上を図るための学習指導の改善に努める。主体的に学ぶ力を身に付けるとともに、基礎的知識や技能を習得させ、課題解決能力を育てる学習の充実を推進する。

- (1) 英語力の向上【生きた英語教育推進事業－A.L.T】【英検受験奨励事業】
- (2) 学校図書館支援センターの学校司書派遣による授業支援
- (3) イングリッシュサマースクールの開催
- (4) 小中学生あかがね算数・数学コンテストの開催
- (5) 小中学生科学奨励賞事業の開催
- (6) 中学生弁論大会の開催
- (7) 中学生英語スピーチコンテストの開催
- (8) えひめジョブチャレンジU-15事業の実施

4 教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化

次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォースに基づき、学校の業務改善を推進する。

- (1) 主体的な授業改善
- (2) 新居浜市授業モデルに即した実践的な授業研究の推進
- (3) 新居浜市教育研究所の機能強化
- (4) 校務支援システムの活用
- (5) 部活動指導員の配置
- (6) スクール・サポート・スタッフの配置

5 安全・安心で充実した教育環境の整備

- (1) 小中学校での防災教育の実施
- (2) ICT機器の整備及びシステム更新
- (3) 小中学校の適正規模・適正配置等に関する方針検討
- (4) 学校施設の長寿命化計画の策定
- (5) 学校施設環境整備工事の実施

ス ポ ー ツ 振 興 課

第1 最重要課題

『親しむ・楽しむ・育てる』 スポーツのまちづくり

第2 重点事項(取組方針)

1 生涯スポーツの推進とスポーツ機会の創出

- (1) 新居浜市(教育委員会)関係のスポーツイベント等の充実
 - ア 市民歩け歩け大会の開催
 - イ 第51回市民体育祭の開催
 - ウ 第4回あかがねマラソンの開催
 - エ 青少年育成スポーツ活動事業(少年スポーツ大会)の開催
 - オ 各校区、地区における地域スポーツ育成事業の実施
- (2) 愛・野球博事業への協力と活動支援
 - ア 愛・野球博実行委員会事業への協力
- (3) 市内のスポーツ関係団体が行うスポーツ活動との連携と支援
 - ア 新居浜市スポーツ協会 → 体育功労者等の表彰や市民体育祭への参画など
 - イ 新居浜市連合体育振興会 → 校区運動会や地域スポーツ育成事業実施など
 - ウ 新居浜市スポーツ推進委員協議会 → 市民体育祭や校区運動会に参画など
 - エ 新居浜市文化体育振興事業団 → スポーツ大会やスポーツ教室の開催など

2 トップアスリートの育成とチームの競技力向上

- (1) 市内の小中学生及び高校生選手の競技力向上
 - ア 全国トップクラスの指導者による中高連携した競技力向上講習会等の実施
(サッカー、セーリング、バスケットボール、バドミントン、野球、陸上競技)
 - イ 全国大会出場を目指す市内の高等学校へのスポーツ強化指定校事業の展開
- (2) 国体レガシーを活かし、新居浜市スポーツ協会を通じた競技スポーツ種目の競技力向上

3 市民(県民)が関係するスポーツを支えるまちづくり

- (1) 市内の各団体が主催する市民スポーツ活動への支援
 - ア 知的障がい者のスポーツプログラム実践事業
 - イ 第14回新居浜市ジュニアカップ事業
 - ウ 第35回新居浜市駅伝競走大会事業
- (2) 全国大会・国際大会出場者へ奨励金支出による支援

- ア 全国大会、国際大会出場者に一定の奨励金を交付
 - イ 全国大会優勝者と国際大会出場者は、庁舎に懸垂幕を掲示し、祝福
- (3) スポーツ大会開催等支援奨励金支出によるスポーツ大会及び合宿の誘致
- (4) 総合型地域スポーツクラブへの協力と新たな創出に向けての取組
- (5) 2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツまちづくり
- ア サウジアラビア王国及びモザンビーク共和国のホストタウンとしての活動
 - イ ホストタウン対象国や日本代表選手等の事前合宿誘致
 - ウ オリンピック聖火リレー及びパラリンピック聖火ビジットの実施
 - エ 東京オリンピック・パラリンピック関連の各種スポーツ行事等への参画
- (6) 日本スポーツマスターズ2020 愛媛大会の開催
- ア 新居浜市ではバレーボール競技、軟式野球競技、ゴルフ競技を実施
- (7) プロスポーツチーム等と連携したスポーツまちづくり
- ア 愛媛県内のプロスポーツチーム（愛媛マンダリンパイレーツ、愛媛FC、愛媛オレンジバイキングス、FC今治）への支援とスポーツを楽しむ機会の創出
 - イ プロスポーツチームの合宿や元プロ選手によるスポーツ教室等の誘致

4 施設環境の整備と既存施設の活用

- (1) 市内体育施設の拡充と維持管理
- ア 既存体育施設の充実（機能向上）と機能維持
 - イ 体育施設予約システム導入への取組
- (2) 総合運動公園構想実現に向けての取組
- ア 地籍調査（観音原町と光明寺地区の一部）の継続実施
 - イ 総合運動公園基本計画策定に向けた準備
 - ウ 市長事務部局（企画部・建設部など）との連携強化

文化振興課

第1 最重要課題

文化芸術の香りを未来に伝えるまちづくり

第2 重点事項(取組方針)

1 子どもが文化に触れ、心豊かに成長できるまち

(1) 子ども対象の文化芸術事業の充実

ア 写生大会、絵画教室等の継続

イ あかがねミュージアム等を活用した子ども対象の文化芸術事業の充実（チームラボ「未来の遊園地」、SDGsアート・フェスティバル中間年シンポジウム、各種教室・ワークショップほか）

(2) 学校や団体と連携した事業の実施

ア 文化団体等と連携した鑑賞・体験教室の充実

イ 幼・保・小・中学生を対象としたアウトリーチ活動の充実（文化芸術プログラム、演劇鑑賞教室、角笛シルエット劇場ほか）

(3) 意欲や才能を伸ばすための文化芸術活動の支援

ア 文化芸術を勉強している学生等に発表の機会を提供

イ あかがねジュニア学芸員クラブの実施

2 文化を身近に鑑賞、活動できる場所があるまち

(1) 文化芸術事業の充実

ア 市民文化祭、美術展覧会等の継続

イ 招聘事業や助成事業を積極的に活用した質の高い文化芸術事業の開催（地域住民のためのコンサート、宝くじまちの音楽会ほか）

ウ あかがねミュージアム等を活用した文化芸術事業の充実（あかがねミュージアム開館5周年記念特別企画展「素心伝心」、青い壁プロジェクトほか）

エ 文化芸術団体等と連携した鑑賞・体験教室の充実

(2) 効果的な情報の発信

ア ホームページやSNSを活用した情報発信の推進

(3) 鑑賞する場所の整備

ア 市民文化センターの整備方針検討

(4) 文化芸術団体の活性化

- ア 活動団体の活動見学や体験する機会の提供（市民茶会ほか）
- イ 市独自の財政支援制度の創設検討

3 身近に自然・歴史が感じられ、ふるさとへの愛着と誇りをもてるまち

（1）自然・歴史を学習できる場所の整備

- ア 郷土資料の有効活用
- イ あかがねミュージアムやふるさとラボでの学習環境の整備
- ウ 郷土文化遺産等の展示・収蔵を行う場所の整備検討

（2）市民の文化財に対する理解の促進

- ア 周知の埋蔵文化財包蔵地内における埋蔵文化財調査
- イ 文化財めぐり事業の実施

（3）文化財の適切な保存・継承・整備

- ア 国指定文化財の保存活用（管理）計画の策定着手（「銅山峰のツガザクラ群落」「旧広瀬家住宅」「旧広瀬氏庭園」）
- イ 指定文化財の案内看板や周辺の環境整備

4 伝統ある文化が継承され、市民が大切にしているまち

（1）保存や継承に向けた世代間交流の推進

- ア 郷土芸能学習活動や運動会での発表等継続的な活動の推進

（2）伝統文化に接する機会の充実

- ア 郷土芸能発表会の開催（令和3年度）に向けた団体活動支援

（3）伝統文化等地域の魅力発信

- ア ホームページ等での伝統文化に関する情報発信

学校給食課

第1 最重要課題

子どもたちの健康を守るとともに、安全で喜ばれる給食づくり

第2 重点事項(取組方針)

1 食育の推進

成長期にある児童生徒の、食に関する正しい理解と、適切な判断力を養うため、安全で栄養バランスのとれた学校給食を「生きた教材」として活用し、正しい食習慣を身に付けるための指導を行う。

- (1) 栄養バランスのとれた給食の提供に努める。
- (2) 校内放送や各種資料等を活用し、児童生徒に対する指導を行うとともに、栄養バランスのとれた献立づくりを家庭に普及する。
- (3) 安全性を最優先した食物アレルギー対応に努める。
- (4) バイキング給食、マナー給食等、特別給食の実施に努める。
- (5) 郷土料理等、地元の特徴を生かした給食の実施に努める。
- (6) 地元産物の活用に努める。

2 衛生管理の向上・安全保持

安全で安心な学校給食実施のため、食中毒予防対策、異物混入対策等の徹底を図り、衛生管理の向上・安全保持に努める。

- (1) 各調理場の施設設備の衛生面、安全性を重視した修繕、更新を図る。
- (2) 各調理場において、ネズミ・害虫等の防除を図る。
- (3) 学校給食研修会、調理場訪問衛生研修会等、衛生管理徹底のための研修の充実を図る。

3 学校給食センター設備の更新

平成13年度に設置した学校給食センターについて、順次調理機器の更新が必要な時期にきていることから、計画的な設備更新を図る。

4 新たな共同調理場（給食センター）の整備

小学校調理場の老朽化が進んでいるため、平成29年度に策定した学校給食施設整備基本計画に基づき、共同調理場（センター）方式にて整備を行う。

5 学校給食費の適正な負担等

多子世帯の経済的負担の緩和や、公平性の観点から未納解消に取り組む

必要がある。

- (1) 学校給食多子世帯支援事業を実施する。
- (2) 法的措置も含め、給食費の未納解消に取り組む。

発達支援課

第1 最重要課題

障がいや発達課題のある子どもへの生涯にわたる一貫した支援

第2 重点事項(取組方針)

1 子どもにとって、より身近な場所での療育の実現（早期対応・就学前相談・療育の充実）

- (1) 保育園・幼稚園でできる療育に向け、支援者のスキルアップを図る。巡回相談や、保育ステップアップ講座（園内研修支援事業）を実施し、保育士や幼稚園教諭等が、子どもの特性を理解し、その特性に応じ、対応をPDCAサイクルにより行うことができるよう支援する。
- (2) こども発達支援センターの「ことばの教室」、「育ちの教室」における療育の機会を充実する。また、対象児が在籍する保育園・幼稚園及び児童発達支援事業所、保健センターとの連携を深める。

2 インクルーシブ教育システムの構築（学校教育の展望）

- (1) 特別支援教育、発達支援に関する各種研修会を開催し、幼児、児童及び生徒の理解と対応を深める。

- (2) ユニバーサルデザインの授業づくり

- ア 特別支援教育の知見を活かして集団を育て、居心地のいい居場所のある学校づくりを目指す。

- イ ユニバーサルデザインの授業づくりに努め、主体的・対話的で深い学びを追求する。

- (3) 通常学級に在籍する、発達に課題のある児童生徒への指導体制づくりを強化する。

- ア 通常の学級において、一人一人に応じた指導を工夫するとともに、必要に応じて通級による指導を活用するなど、多様で柔軟な支援体制を充実させる。

- イ 障がい特性の理解を深め、的確な合理的配慮を提供する。また、MIM等のアセスメントツールの活用や校内支援会議の充実を図り、児童生徒理解に努める。

3 「トライアングルプロジェクト」の推進（家庭・教育・福祉の連携）

- (1) 障がいのある子どもに係る福祉制度について、学校等の教育関係者に対して周知を図る。

- (2) 支援会議等において、必要に応じて関係機関が情報を共有し、支援の充実

を図る。

(3) 保護者同士の交流の場等の促進

- ア 周囲に子育てに関する悩み等を話せる人がおらず、孤立感・孤独感を感じて、家に引きこもってしまう場合があることを踏まえ、県が実施するペアレントメンターによる相談支援を周知するとともに、こども発達支援センター利用の児童保護者同士が、気軽に話せる場を設定する。
- イ 保護者が発達障がいの特性を踏まえた接し方やほめ方等を学び、子どもの問題行動を減少できるよう、保護者に対してのペアレントトレーニングによる支援を行う。

(4) 個別の支援計画を活用した関係機関との連携

- ア 個別の支援計画を作成する際、子どもが利用する医療機関、放課後等ディサービス及び児童発達支援事業所等、保健所、就労支援機関等の関係機関と連携し、本人や保護者の意向を踏まえ、情報共有を図る。
- イ 障がいのある子どもについては、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活を含め長期的な視点に立って、幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、関係機関と連携し、就学、進学、就労等の際に円滑に引き継ぐことができる体制の構築に努める。

4 キャリア発達を促す自立活動の充実

(1) 自立活動の意義・指導の充実

- ア 自立活動の意義を確認するとともに、特別支援学級、通級による指導及び通常の学級において、一人一人に応じた指導の充実を図る。
- イ 各種研修会の充実や巡回相談の活用により、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任や通級指導担当者等のアセスメント力や実践力の向上を図る。
- ウ 様々なアセスメントをもとに、合理的配慮を踏まえた支援を行う。

(2) 一人一人の社会的・職業的自立に向けた自立活動の充実

- ア 幼児・児童・生徒に対して様々な困難を改善・克服するための指導を行い、健やかなキャリア発達を促す。
- イ 一人一人の将来を見据え、進路に応じたキャリア教育を推進する。

図書館

第1 最重要課題

生涯学習及び地域情報拠点としての図書館機能の充実

第2 重点事項(取組方針)

1 読書活動の推進と機会の提供、生涯学習の支援

市民の自主的、自発的な学習活動を支援するため、資料・情報提供の推進及び学習機会・場所の提供に努める。

(具体策) こども読書通帳マラソンの実施、お話会の充実（幼児対象、小学生対象、季節行事お話会等）、図書館まつり（ブックリサイクル・図書館見学など）、夏休みは図書館へ行こう！（子ども向けイベント開催等）、「SDGs」普及啓発活動（関連書籍やチラシ等の特設展示）、読み聞かせ講座の開催、展示コーナーの充実、健康・地域活性化支援コーナーの充実、ホール・会議室等における文化集会事業の利用促進

2 関係機関との連携による地域の情報拠点化の推進

市民の読書活動の推進及び地域課題の解決を支援するため、公共図書館相互の連携のみならず、学校や学校図書館、病院や福祉施設、地域企業等との連携を強化する。

(具体策) 図書館ネットワーク・国立国会図書館デジタル化資料送信サービスによる資料提供、愛媛県立図書館図書の遠隔地返却地サービス協力、ブックスタート事業、出前講座、リサイクル図書等の活用、移動図書館の利用促進、病院等施設内での利用案内の掲示、新入小学生への案内の配布・図書館カードの作成、地域企業等との協働イベント及び雑誌スポンサー制度の推進、図書館ロビー展の充実

3 地域資料の保存と情報発信、ふるさと学習の推進

郷土の歴史や文化を次世代に継承するため、郷土・行政資料を積極的に収集・保存し、郷土出身者や郷土の産業遺産等についての情報発信を行う。

(具体策) 古文書等のデータベース化、愛媛新聞公開データベースの閲覧、別子銅山コーナー・住友関連コーナー・住友関連企業社史コーナーの充実、「別子銅山に関する本の解説講座」等の実施、住友老壯文庫の活用研究

4 図書館PR活動の充実

図書館の活動を市民によく知つてもらひ図書館の利用促進につなげるため、あらゆる情報媒体を活用し、PR活動を推進する。

(具体策)「夏休み子ども探検隊」等図書館行事の、図書館ホームページの充実、メールマガジンの発行、図書館通路等掲示板の有効活用、図書館行事・活動の広報及び報告、イメージキャラクターの活用

5 図書館運営における市民サポーター制度の推進強化

図書館サポーターとの協働による図書館支援の強化を図るとともに活動の情報発信に取り組み、サポーター登録者の拡大と活性化を図る。

(内容) 配架活動、修理活動、館内環境美化活動、読み聞かせ、イベントへの協働活動

人権教育課

第1 最重要課題

あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わりあうことのできる社会の実現

第2 重点事項(取組方針)

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 地域、家庭における人権教育・啓発の推進

- ア お茶の間人権教育懇談会の拡充を図るため、社会教育をはじめとした関係機関への啓発活動に取り組む。
- イ 人権教育講座の研修内容充実に努める。
- ウ ふれ愛フェスタや人権に関する講演会等の開催により、多くの市民が人権について気軽に考える場を提供する。
- エ 愛媛県人権教育協議会新居浜支部が主催する、校区別人権教育市民講座の開催を支援する。
- オ 新居浜市人権尊重のまちづくり条例で定められている毎月11日の「人権のつどい日」には、人権に関する講座や講演会を開催して、人権意識を高めあう。

(2) 企業等における人権教育・啓発の推進

- ア 組織・企業等が主催する人権教育講座・セミナー開催を支援して、人権・同和教育の推進体制を確立する。
- イ 愛媛県人権教育協議会新居浜支部組織・企業部会の協力により、未加入の組織・企業に対する人権・同和教育を推進する。
- ウ 就職の機会均等に万全を期すとともに、人権尊重を基盤とした職場づくりを推進する。
- エ 校区別人権教育市民講座への積極的な参加を呼びかける。

(3) 行政職員に対する人権教育の推進

- ア 各種実践研修や派遣研修への、行政職員参加を支援する。
- イ 愛媛県人権教育協議会新居浜支部行政部会との連携と協力により、校区別人権教育市民講座への積極的な参加を呼びかける。

(4) 人権教育・啓発資料の作成及び配布

- ア 教育・啓発用の教材・教具の整備と活用を図る。
- イ 市民啓発資料の作成及び配布

市政だよりへの折込み「人権啓発特集号」の発行（年間2回）・「えひめ人権・同和教育」を関係団体等へ配布（年間3回）

ウ 差別解消を目指す動画メッセージの作成

新居浜市行政広報番組「マイタウン新居浜」を活用して、人権に関する動画メッセージの作成に取り組む。

（5）人権教育推進機関等との連携強化

ア 小中学校、県立学校研究大会の開催を支援する。

イ 各種研修会・研究会・研究大会等への参加を支援する。

ウ 関係機関・団体等が主催する各種学習会等へ、人権啓発指導員をはじめとした講師・指導者を派遣する。